

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日(当  
たるときは、そ  
の翌日)

## 目次

◇ 告 示 保険医療機関等の指定(保険課)

保険薬剤師の登録(〃)

国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの(〃)

国民健康保険薬剤師として登録があつたものとみなされるもの(〃)

計量器の定期検査の実施(商工指導課)

公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功の認可(漁港課)

都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)

◇ 選管告示 政治団体の設立の届出

政治団体からの届出事項に変更があつた旨の届出

◇ 正 誤 平成二年四月一日付鳥取県公報号外第四十六号中訂正

## 告 示

### 鳥取県告示第四百二十二号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

平成二年四月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
前田小児科医院	鳥取市大工町頭二二	平成二年四月十四日
医療法人寿生会 幡病院	鳥取市雲山五七	〃
地原歯科医院徳 尾診療所	鳥取市徳尾三八〇一五	平成二年四月八日
岸本歯科医院	鳥取市正蓮寺一二一七	平成二年四月七日
有限会社山田薬 局	米子市道笑町一丁目八	平成二年四月九日
山形齒科医院	鳥取市新町二一〇	平成二年四月三日

鈴木歯科医院	米子市加茂町一丁目二二	平成二年四月二日
植木歯科医院	米子市諏訪五一五	平成二年四月三日
アオト・ファー マシー	境港市渡町一三一六	平成二年四月二日
北村歯科医院	岩美郡若美町大字浦富七一 一五三	平成二年四月八日
山名眼科医院	倉吉市昭和町二丁目一四三	平成二年四月十三日
森脇外科医院	境港市明治町一一七	平成二年四月十五日
富長内科眼科ク リニック	米子市東福原五七三	平成二年四月十日
医療法人イナカ 内科医院	鳥取市正蓮寺四三	平成二年四月一日
佐治村国民健康 保険診療所医科	八頭郡佐治村大字加瀬木二一 七一―二	平成二年四月二日
医療法人板倉整 形脳外科医院	八頭郡那家町大字那家五九五 一五	平成二年四月一日
医療法人耳鼻咽 喉科岡田医院	鳥取市今町一丁目五〇二	"
林循環器消化器 内科	鳥取市田園町四丁目一六八	"
橋本外科医院	鳥取市大杵二〇四―三	"
医療法人中曾産 科婦人科医院	米子市西福原七四〇―五	"
医療法人社団堤 嶋外科クリニック	米子市上福原五七八―六	"
医療法人社団松 野医院	境港市京町三五	"

医療法人耳鼻咽 喉科岡田医院花 出張診療所	八頭郡那家町大字花二九四	"
中本内科医院	東伯郡東伯町大字八橋一七四	"
医療法人佐々木 医院	西伯郡中山町田中六四六一	"
菅医院	西伯郡大山町安原一〇五七一	"
飛田医院	日野郡溝口町溝口二四三―二	"
イヌイ調剤薬局	鳥取市吉方温泉四丁目七〇三	平成二年四月二日
鳥取県薬学総合 センター西部薬 局	米子市車尾一二九五	"
くすりのラプ倉 吉店	倉吉市新町三丁目一〇八一― 六	"
木島調剤薬局	八頭郡若桜町大字若桜三五八 一―	"

鳥取県告示第四百二十三号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に  
基づき、次のように保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険  
薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤  
師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定によ  
り告示する。

平成二年四月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登 録 の 年 月 日
岸 田 茂	鳥業第七三五号	平成二年四月二日

鳥取県告示第四百二十四号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条に規定する療養取扱機関として同条第三項の規定により申出の受理があったものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条の規定により、次のとおり告示する。

平成二年四月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
鳥取中央薬局	鳥取市末広温泉町三六一一	平成二年三月十五日
富長内科・眼科 クリニック	米子市東福原五七三	平成二年四月十日

医療法人イナカ内科医院	鳥取市正蓮寺四三	平成二年四月一日
佐治村国民健康保険診療所医科	八頭郡佐治村大字加瀬木二一七一一二	平成二年四月二日
医療法人板倉整形脳外科医院	八頭郡郡家町大字郡家五九五 一五	平成二年四月一日
医療法人耳鼻咽喉科岡田医院	鳥取市今町一丁目五〇二	
林循環器消化器内科	鳥取市田園町四丁目一六八	
橋本外科医院	鳥取市大杵二〇四一三	
医療法人中曾産科婦人科医院	米子市西福原七四〇一五	
医療法人社団堤嶋外科クリニック	米子市上福原五七八一六	
医療法人社団松野医院	境港市京町三五	
医療法人耳鼻咽喉科岡田医院出張診療所	八頭郡郡家町大字花二九四	
中本内科医院	○東伯郡東伯町大字八橋一七四	
医療法人佐々木医院	西伯郡中山町中六六一一	
菅医院	西伯郡大山町安原一〇七五一	
飛田医院	日野郡溝口町溝口二四三	
イヌイ調剤薬局	鳥取市吉方温泉町四丁目七〇三	平成二年四月二日
鳥取県薬学総合センター西部薬局	米子市車尾二二九五	

くすりのラブ倉 吉店	倉吉市新町三丁目一〇八一	〃
木島調剤薬局	八頭郡若桜町大字若桜三五八	〃

鳥取県告示第四百二十五号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十九条第三項の規定により同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

平成二年四月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
石原 乙夫	鳥国医第四、〇五三号	平成二年二月十九日
渡部 功一	鳥国薬第七一九号	〃
遠藤 宏子	鳥国薬第七三〇号	平成二年三月六日
加藤 久子	鳥国薬第七三一号	平成二年三月八日

田中 球英	鳥国薬第七三二号	平成二年三月十九日
荒木 聡	鳥国薬第七三三号	平成二年三月二十七日
岡崎 裕明	鳥国薬第七三四号	〃
岸田 茂	鳥国薬第七三五号	平成二年四月二日

鳥取県告示第四百二十六号

計量法（昭和二十六年法律第二百七号）第四百十条の規定に基づき、米子市、倉吉市及び境港市に所在する計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第四百十三条の規定により告示する。

平成二年四月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 計量法第四百十二条各号に掲げる計量器

実 施 期 間	実 施 場 所
平成二年五月二十一日から 平成三年三月三十日まで	当該計量器の所在の場所

二 計量法第四百十二条各号に掲げる計量器以外の計量器

〃	平成二年六月二十日	午後一時から午後三時まで	〃	米子市巖公民館
〃	平成二年六月十九日	午前九時三十分から午後三時まで	〃	米子市尚徳公民館
〃	平成二年六月十八日	午前十一時から午後三時まで	〃	米子市富益公民館
〃	平成二年六月十五日	午前十時から午後三時まで	〃	米子市和田公民館
〃	〃	午後一時三十分から午後三時まで	〃	米子市大篠津公民館
〃	平成二年六月十四日	午前十一時から正午まで	〃	米子市崎津公民館
〃	平成二年六月十三日	午後三時から午後十一時まで	〃	米子市夜見公民館
〃	平成二年五月二十九日	午前九時三十分から午前十一時三十分まで	〃	境港市余子公民館
〃	平成二年五月二十八日	午後三時から午後十一時まで	〃	境港市中浜公民館
〃	〃	午後一時から午後三時まで	〃	境港市渡公民館
〃	平成二年五月二十三日	午前十一時三十分から午後三時まで	〃	境港市外江公民館
〃	平成二年五月二十二日	午後三時から午後十時まで	〃	境港市境公民館
〃	平成二年五月二十一日	午前十一時から午後三時まで	境港市	境港市市民会館

平成二年七月二日	午前十時から午後三時まで	倉吉市	倉吉市立成徳小学
平成二年七月三日	〃	〃	〃
平成二年七月四日	〃	〃	倉吉福祉会館
平成二年七月五日	〃	〃	〃
平成二年七月六日	〃	〃	鳥取県立倉吉体育文化会館
平成二年七月十三日	午前十時から正午まで	〃	倉吉市立成徳小学

鳥取県告示第四百二十七号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二十二條第一項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を認可したので、同条第二項の規定により告示する。

平成二年四月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 しゅん功認可を受けた者の名称、代表者の氏名及び住所

鳥取県  
鳥取県知事 西尾邑次  
鳥取市東町一丁目二二〇

二 埋立ての免許の年月日及び番号

昭和五十八年十一月五日 鳥取県指令受漁港第五十七号

三 しゅん功認可の年月日

平成二年四月十八日

四 埋立区域

(一) 位置

岩美郡岩美町大字大谷字東町田濱二一八二―三八一地先公有水面

(二) 区域

次の1の地点と2の地点を直線で結んだ線、2の地点と7の地点を直線で結んだ線、7の地点と7―1の地点を直線で結んだ線、7―1の地点と7―2の地点を直線で結んだ線、7―2の地点と7―3の地点を直線で結んだ線、7―3の地点と7―4の地点を直線で結んだ線、7―4の地点と8の地点を直線で結んだ線、8の地点と8―1の地点を直線で結んだ線、8―1の地点から8―4の地点までを順次に直線で結んだ線、8―4の地点と13の地点を直線で結んだ線、13の地点から15の地点までを順次に直線で結んだ線、15の地点から16の地点を通り17の地点に至る昭和五十三年一月二十六日付鳥取県指令受河第六百九十号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線、17の地点から20の地点までを順次に直線で結んだ線、20の地点から21の地点を通り22の地点に至る昭和五十七年の秋分の日満潮位における公有水面と陸地との境界線及び22の地点と1の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

1の地点 網代漁港旧北防波堤灯台跡(北緯三五度三四分四九秒東経一三四度一七分三二秒)から二一四度四五分五六七・八

○メートルの地点

2の地点 1の地点から三四度三三分五〇・〇〇メートルの地点

7の地点 2の地点から一二四度三三分三五二・六〇メートルの地点

点

7―1の地点 7の地点から二一四度三九分三・九〇メートルの地

点

7―2の地点 7―1の地点から一二四度三七分三〇・四〇メート

ルの地点

7―3の地点 7―2の地点から三四度三二分一〇三・一〇メート

ルの地点

7―4の地点 7―3の地点から三〇四度一四分三・九〇メートル

の地点

8の地点 7―4の地点から三四度三四分二〇一・〇〇メートルの

地点

8―1の地点 8の地点から三〇四度三〇分一二二・〇〇メートル

の地点

8―2の地点 8―1の地点から一一度一五分八・〇〇メートルの

地点

8―3の地点 8―2の地点から一〇〇度六分一六・〇〇メートル

の地点

8―4の地点 8―3の地点から九度二分六〇・〇〇メートルの

地点

13の地点 8―4の地点から一〇〇度一七分五四・五〇メートルの

地点

- 14の地点 13の地点から一〇度一七分二・〇〇メートルの地点
- 15の地点 14の地点から一〇度一七分六〇・〇〇メートルの地点
- 16の地点 15の地点から一二〇度五〇分八五・四〇メートルの地点
- 17の地点 16の地点から七十七度二九分八四・六〇メートルの地点
- 18の地点 17の地点から一〇〇度一七分七〇・〇〇メートルの地点
- 19の地点 18の地点から一九〇度一七分四・〇〇メートルの地点
- 20の地点 19の地点から一〇四度五〇分二三・三〇メートルの地点
- 21の地点 20の地点から一九四度二二分二九・八〇メートルの地  
点
- 22の地点 21の地点から二二三度二四分三六二・〇〇メートルの地  
点

(三) 面積

一七二、一七五・二九平方メートル

五 関係図書の見覧場所

岩美町役場

鳥取県告示第四百二十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、羽合町から羽合都市計画下水道の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において公衆の見覧に供する。

平成二年四月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第三十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定に基づき、次の政治団体から設立の届出があったので、同法第七条の二第二項の規定により告示する。

平成二年四月二十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 友 松 五 郎

政治団体の名称	代表者の 氏名	会計責任 者の氏名	主たる事務所の 所在地	届出 年月日	備考
西尾昭彦後援会	村信 巖	山本 一雄	東伯郡東伯町大字 八橋三六五―三	平成元年その他 十二月六日	政治 団体
中西一郎後援会	中西 咲子	中西 咲子	東伯郡東伯町大字 浦安四二二―五	平成元年 十二月十日	
早川芳忠後援会	高見 長昭	前田 勝美	倉吉市丸山町五五	平成元年 五月十二日	
丸山専之祐後援 会	推本 仵	垣内 伊太	郎東伯郡東伯町大 字徳万	平成二年 一月八日	
明るい豊かな倉 吉を創る会	村田 速実	村田奈津子	倉吉市福守町四八 一―一	平成二年 一月九日	

長田安夫後援会	大田 勇	谷口 博一	日野郡溝口町莊九六五	平成二十年一月十六日	"
みどり文化で豊かなまちづくりの会	坂本 朝子	藤原 栄喜	倉吉市昭和町一丁目一八	"	"
税理士による平林鴻三後援会	安藤 豊	厨子真一郎	鳥取市片原四丁目二二〇	平成二十年一月九日	"
税理士による相沢英之後援会	中村 昇	小室 義秋	米子市博労町四丁目三五六	平成二十年一月九日	"
税理士による石破茂後援会	小林 久男	福田 豊	鳥取市元町一二一	"	"
西村勝義後援会	山田 正一	松本 真一	東伯郡北条町大字江北五七七	平成二十年二月一日	"
西尾道富後援会	福士 俊一	前田 幸雄	鳥取市川端一丁目二二〇	平成二十年二月十六日	"
平成会	小谷 秀人	田辺 皓三	日野郡日南町生山六七三―五	平成二十年二月二十日	"
上田孝春後援会	坂本 光雄	田中 秀雄	鳥取市源太二四―八	平成二十年六月六日	"

鳥取県選挙管理委員会告示第三十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条の規定に基づき、次の政治団体から届出事項に異動があった旨の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

平成二年四月二十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 友松 五郎

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日	備考
公明党倉吉総支部	会計責任者の氏名	福井 孝良	新 富士男	平成元年十二月十六日	政党の支部
自由民主党境港市支部	主たる事務所の所在地	境港市上道町三一四七	境港市上道町八五八	平成二十年二月一日	"
"	会計責任者の氏名	遠藤 治郎	松本 正己	"	"
自由民主党江府町支部	主たる事務所の所在地	日野郡江府町大字佐川八〇五	日野郡江府町大字江尾一八〇三一五	平成二十年七月二日	"
"	代表者の氏名	住田 孝治	白石 秀之	"	"
くまがい信孝後援会	会計責任者の氏名	大田 英雄	安木 精一	平成元年十二月十六日	その他
鳥取県退職公務員政治連盟	"	増田 薫	近藤 一	平成二年一月六日	"
平林こうぞう福部村後援会	主たる事務所の所在地	岩美郡福部村大字湯山九一七	岩美郡福部村大字左近	平成二年一月九日	"
谷口充後援会	代表者の氏名	倉吉市昭和町一丁目一一八	倉吉市上井町一丁目一三一	平成二年一月十六日	"
"	代表者の氏名	藤岡 忠信	尾崎 茂	"	"
"	会計責任者の氏名	福井 徳助	米山 昌幸	"	"
鳥取県自治同志会	"	坂田賢一郎	山根 健	平成二年六月六日	"
川上潔後援会	主たる事務所の所在地	八頭郡八東町大字才代七三―一五	八頭郡八東町大字才代七三―一五	平成二年二月二十日	"
鳥取県商工政治連盟	会計責任者の氏名	池田 幸人	森田 実	平成二年三月三日	"



正 誤

平成二年四月一日付鳥取県公報号外第四十六号中次の箇所にて誤りがあったので、訂正する。

頁 段 誤 正

九 上 鳥取県教育委員会訓令第一号 鳥取県教育委員会訓令第二号